

消費税及び地方消費税の 申告と納税は期限内に

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安額(税率8.0%で計算した場合)を表示したものです。

※ 例えば、小売業で年間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上げに対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、 漁業、建設業、 製造業など (第3種事業)		飲食業など (第4種事業)		運輸通信業、 サービス業、 金融業、保険業 (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上げに対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 申告所得税及び復興特別所得税が課税されない場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

安全・便利な振替納税をご利用ください！

個人事業者の「消費税及び地方消費税」や「申告所得税及び復興特別所得税」は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税をまだ利用されていない方でご利用を希望される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注1)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注1) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

(注2) 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。



納期限を過ぎて納付されますと、延滞税が課される場合があります。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

○ ご利用方法

個人事業者の方は、平成30年7月2日(月)までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、税務署から中間申告書が送付され、平成30年8月31日(金)までに中間申告書を提出するとともに納付します。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税及び地方消費税額により中間申告・納付をすることもできます。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

(参考) 中間申告

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

留意事項

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出された方で中間申告書とその提出期限(平成30年8月31日(金))までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別面談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますのでご協力をお願いします。